

# 衆議院環境委員会ニュース

平成 24. 6 .15 第 180 回国会第 6 号

6 月 15 日（金）第 6 回の委員会が開かれました。

## 1 議案の撤回許可に関する件

- ・原子力規制委員会設置法案（塩崎恭久君外 3 名提出、衆法第 10 号）の撤回を許可することに決しました。

## 2 原子力規制委員会設置法案起草の件

- ・近藤昭一君外 5 名（民主、自民、公明）から、起草案を成案とし委員会提出の法律案として決定すべしとの動議が提出され、提出者近藤昭一君（民主）から趣旨説明を聴取しました。
- ・細野国務大臣（原発事故の収束及び再発防止担当）並びに提出者近藤昭一君（民主）、大谷信盛君（民主）、横山北斗君（民主）、田中和徳君（自民）、吉野正芳君（自民）及び江田康幸君（公明）に対し発言がありました。
- ・委員外議員（高木美智代君（公明）、吉井英勝君（共産）、服部良一君（社民）、柿澤未途君（みんな）、松木けんこう君（大地））の発言について協議決定しました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもって起草案を成案とし、これを委員会提出の法律案とすることに決しました。（賛成 - 民主、自民、公明、きづな 反対 - 佐藤ゆうこ君（無））

（発言者及び主な発言内容）

### 川 越 孝 洋君（民主）

- ・原子力規制委員会の委員長及び委員の選任に当たり、人選を行うのはどこか。通常国会同意人事の手続のみで独立性が十分担保されるのか、動議提出者の見解を伺いたい。
- ・緊急時における原子力災害対策本部長である内閣総理大臣の指示権について、原子力規制委員会の判断をサポートする指示や原子力規制委員会に対して判断を促す指示をすることはできるのか、動議提出者に伺いたい。
- ・原子力規制委員会の委員長及び委員の守秘義務と情報公開義務の 2 つの服務規定には矛盾があるのではないかと。また、これらの義務により、組織にとって都合の良い情報しか公開されないことになるのではないかと、動議提出者の見解を伺いたい。

### 塩 崎 恭 久君（自民）

- ・原子力防災会議において環境大臣が副議長及び事務局長を担当する理由は、原子力規制委員会が環境省の外局であるためと考えるが、法制定後の検討・見直しによって原子力規制委員会が内閣府の外局となった場合、副議長及び事務局長の取扱いはどうなるのか。また、原子力防災会議の事務局職員は内閣府の職員が担うことになるのか、同事務局職員に環境省職員が大量に異動するようになることはないのか、動議提出者に伺いたい。
- ・原子力規制庁（原子力規制委員会の事務局）の全職員に、原子力推進官庁へのノーリターンルールを適用すること

について、除染や放射性がれきの処理を担う環境省などの利益相反を起こしうる省庁もその対象となるのか、動議提出者の見解を伺いたい。

- ・原子力安全規制対策について、アメリカやイギリスのように独自財源を確保するとともに、原子力推進側のエネルギー対策特別会計とは別の原子力安全規制のための特別会計を創設する必要があると考えるが、動議提出者の見解を伺いたい。

### 高 木 美智代君（公明）

- ・原子力規制委員会の委員長及び委員に対する原子力事業者等からの寄付の制限は、一律の禁止を意味するのか、動議提出者に伺いたい。
- ・独立行政法人原子力安全基盤機構（JNES）の職員を原子力規制庁の職員へ移行するためのスケジュールについて、細野国務大臣に伺いたい。
- ・平時のオフサイト対策における原子力防災会議と原子力規制委員会との連携の重要性について、動議提出者の見解を伺いたい。

### 齋 藤やすのり君（きづな）

- ・ノーリターンルールに 5 年の経過措置期間を設けた経緯と理由について、動議提出者に伺いたい。
- ・原子力防災会議を内閣府に置いた理由及びその業務内容について、動議提出者に伺いたい。
- ・原子力規制委員会の委員長及び委員の国会同意人事につ

いて、その人事案の策定を行う組織について、動議提出者に伺いたい。

### 吉井英勝君(共産)

- ・環境省に新たな原子力安全規制組織を設置することに伴い、国は温室効果ガスの排出抑制に資するため原子力に係る施策を推進するとして地球温暖化対策基本法案中の原子力推進に係る規定を削除すべきと考えるが、細野国務大臣の見解を伺いたい。
- ・原子炉等規制法の改正に係る検討条項により、発電用原子炉の運転期間を40年に制限する制度についていつ頃から検討されることとなるのか。また、同運転制限期間が延長される可能性について、動議提出者に伺いたい。
- ・原子力規制委員会に置かれる原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の委員から、電力事業者や原子力事業者等を排除する必要があると考えるが、動議提出者の見解を伺いたい。

### 服部良一君(社民)

- ・原子力規制委員会が新たに策定する原子力安全基準に基づくバックフィットに適応することができなければ、原子力発電所の再稼働はできないとの理解でよいか、細野国務大臣に伺いたい。
- ・原子炉等規制法の改正に係る検討規定により、40年の運転期間を短縮することも含めた運転制限の厳格化もあり得るのか、動議提出者に伺いたい。
- ・原子力規制委員会の委員長及び委員のほか、同委員会に置かれる原子炉安全専門審査会等の委員や外部有識者についての経歴制限、利益相反排除及び寄附情報の公開等による透明性確保の必要性について、動議提出者の見解を伺いたい。

### 柿澤末途君(みんな)

- ・国会東京電力福島原子力発電所事故調査委員会から提言が提出される前に、急いで本起草案を成立させようとする理由とは何か、動議提出者に伺いたい。
- ・原子力規制委員会の委員長は、内閣総理大臣を議長とする原子力防災会議の副議長とされているため、委員長の独立性確保の観点から、同会議における拒否権などの強い権限を与えるべきと考えるが、動議提出者の見解を伺いたい。
- ・原子力規制委員会の委員長及び委員の人選においては、我が国には原子力カムラと無縁の専門家が極めて少ないことから、専門性を持った外国人を登用するとともに、原子力規制庁の幹部にも海外の専門家を登用すべきと考えるが、動議提出者の所見を伺いたい。

### 松木けんこう君(大地)

- ・原子力発電所発事故の際の内閣総理大臣の現場介入を警戒するあまり、原子力規制委員会委員長が大きな責任を有し、政治家が最終的な責任を負わない形になっていると考えるが、この点についての動議提出者及び細野国務大臣の所見を伺いたい。
- ・今後、発電用原子炉を廃炉するにせよ、継続するにせよ、使用済み核燃料の最終処分の問題が残ることから、これに対する十分な予算措置を行うとともに、研究者等の専門人材を育成していく必要があると考えるが、細野国務大臣の見解を伺いたい。
- ・東京電力福島第一原子力発電所の事故により、地域のコミュニティが崩壊していることから、同事故を1日も早く収束させ、コミュニティを再生していくことが必要と考えるが、細野国務大臣の見解を伺いたい。

#### 3 原子力規制委員会設置等に関する件

- ・近藤昭一君外5名(民主、自民、公明)から提出された原子力規制委員会設置等に関する件の決議案について、提出者田中和徳君(自民)から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを委員会の決議とすることに決しました。  
(賛成 - 民主、自民、公明、きづな 反対 - 佐藤ゆうこ君(無))
- ・細野国務大臣(原発事故の収束及び再発防止担当)から発言がありました。

#### 4 地方自治法第156条第4項の規定に基づき、産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署の設置に関し承認を求めるの件(内閣提出、承認第5号)

- ・細野国務大臣(原発事故の収束及び再発防止担当)から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって承認すべきものと決しました。  
(賛成 - 民主、自民、公明、きづな、佐藤ゆうこ君(無))